

食中毒を発生させた施設の行政処分について

1 食中毒の概要

（1）探 知

令和6年5月14日（火）午前9時頃、市内医療機関から「5月13日（月）に越谷市内の有料老人ホームの利用者16名が嘔吐、下痢等の症状により受診しており、食中毒の疑いがある。」旨の連絡があり、調査を開始した。

（2）喫食日：5月11日（土）

（3）発症日時：5月12日（日）午後5時頃

（4）摂食者数：51名（入居者50名、施設従事者1名）

（5）患者数：17名（入居者16名、施設従事者1名）

※入居者の患者は、60代～100代の男女。

※医療機関を受診したが入院はしておらず、患者は快方に向かっている。

（6）主な症状：嘔吐、下痢、腹痛等

（7）喫食メニュー：ハムカツ、大豆のうま煮、キャベツボール、五目ひじき等

（8）原因施設：

ア 名 称：

イ 所 在 地：越谷市

ウ 営 業 者：

エ 業 種：飲食店営業

オ 病因物質：ノロウイルス

2 原因施設として断定した理由

（1）入居者2名の便からノロウイルスが検出されたこと。

（2）施設従事者1名の便からノロウイルスが検出されたこと。

（3）患者の症状及び潜伏期間がノロウイルスによるものと一致したこと。

（4）患者の共通食が原因施設で調理、提供された料理に限られること。

3 行政処分の内容

食品衛生法第6条違反

同法第60条第1項に基づき営業停止

処 分 年 月 日：令和6年5月16日（木）

営業停止3日間：令和6年5月16日（木）～5月18日（土）

4 指導内容

越谷市保健所では、営業停止期間中に食中毒の再発防止を目的として、営業者、調理従事者に対する衛生教育等を行う。

問 合 せ	保健医療部 保健所
	生活衛生課長 鈴木 一良
直 通	048-973-7533（8:30～17:15）

（参考）ノロウイルス食中毒について

1 ノロウイルスとは

ノロウイルスによる食中毒は一年を通じて発生していますが、特に冬季に多発しています。

ノロウイルスに汚染された手指や食品などを介して、口に入れることで感染します。

2 症状及び発症までの時間

感染すると1～2日の潜伏期間の後、嘔吐、下痢、発熱などの症状を起します。

健康な方は軽症で回復しますが、子どもやお年寄りなどでは重症化する場合があります。

3 予防方法

感染予防に重要なのは「手洗い」です。調理の前、食事の前、トイレの後には、石けんを使用して手を2度洗いすることが効果的です。

ノロウイルスに関するQ & A（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

食品衛生法

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。
- 二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
- 三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。
- 四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

第六十条 都道府県知事は、営業者が第六条、第八条第一項、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項、第五十条第二項、第五十一条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十三条第一項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第九条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合、第五十五条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至った場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

- ② 厚生労働大臣は、営業者（食品、添加物、器具又は容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。）が第六条、第八条第一項、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項、第二十六条第四項、第五十条第二項、第五十一条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十三条第一項の規定に違反した場合又は第七条第一項から第三項まで、第九条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。